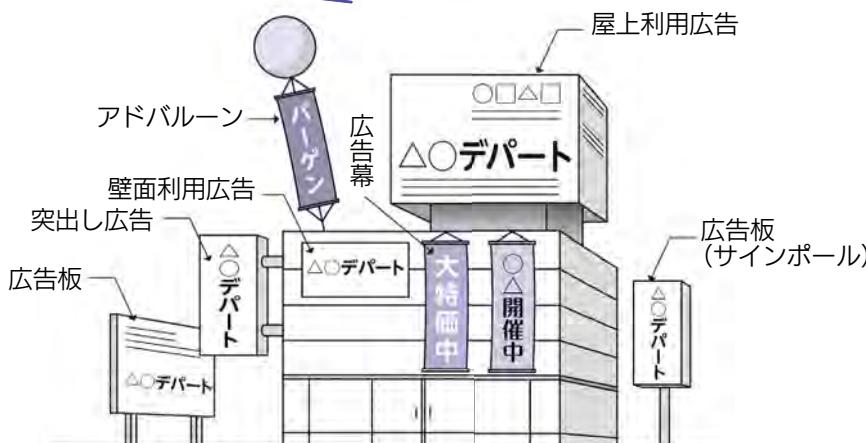


4月から義務化！

# 看板（屋外広告物）の点検

問 都市計画課 26-6867

「屋外広告物」って何？



「埼玉県屋外広告物条例のしおり」より転用

いわゆる「看板」です。當時までは一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告板、広告塔などがあります。建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標など、一定のイメージがあるものが対象で、営利的なものかどうかなど、内容は問い合わせません。立看板や張り紙、広告旗などの簡易的なものも含まれます。

看板の掲出にルールあり！

良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、法令で看板の掲出ルールが定められています。市では、**埼玉県屋外広告物条例**に基づいて、規制を行っています。看板を出すときは、適用除外となる看板（定められた基準を満たした自家広告物など）を除き、**全て許可が必要**です。（※市内には、看板を出すことが禁止されている**禁止地域**や**禁止物件**もあります）看板を出すときは、事前に都市計画課に相談してください。

定期的に看板を点検しよう！

近年、老朽化による看板の倒壊、落下などの事故が発生しており、**全国的に看板の安全性の確保が問題**となっています。このような事故は、定期的に看板の点検を行うことで、未然に防ぐことができたかもしれません。そこで、埼玉県屋外広告物条例および同施行規則が改正され、看板の定期点検が義務化されました。看板を所有している方は、定期的に看板を点検し、必要に応じて修理を行うなど、適切な管理をお願いします。また、使用しなくなつた看板はそのままにせず、速やかに除却してください。皆さんで事故を防ぎましょう！

## 屋外広告物の点検義務化の詳細

地上から広告物上端までの高さ	許可申請の要否	点検実施者	点検の時期	許可申請の際に必要な添付書類
4mを超える	許可が必要な広告物	必ず有資格者（※1）が点検（義務）	許可申請前3ヶ月以内	・点検報告書 ・点検箇所の写真 ・点検者の資格を証する書類の写し
	許可が不要な広告物	有資格者（※1）による点検が望ましい（努力義務）	3年を超えない期間ごと	
4m以下	許可が必要な広告物	広告物所有者または有資格者（※1）	許可申請前3ヶ月以内	・点検報告書 ・点検箇所の写真
	許可が不要な広告物	広告物所有者または有資格者（※1）	3年を超えない期間ごと	

※1 有資格者・・・屋外広告士、埼玉県や他の都道府県などが行う屋外広告物講習会の修了者

## 点検箇所と点検項目

点検箇所	点 検 項 目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜やぐらつきの有無 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつきの有無 3 鉄骨のさびや塗装の老朽化の有無
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間の有無 2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩みや欠落の有無
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食や変形の有無 2 溶接部の劣化やコーティングの劣化などの有無 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）、取付部周辺の異常の有無
広 告 版	1 表示面板・切り文字などの腐食・破損・変形、ビスなどの欠落の有無 2 側板・表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損の有無 3 広告板底部の腐食や水抜き孔の詰まりの有無
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯・不発光の有無 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水の有無 3 周辺機器の劣化や破損の有無
そ の 他	1 附属部材（装飾・振れ止め棒・鳥よけなど）の腐食や破損の有無 2 避雷針の腐食や損傷の有無